



セカンド・パーティ・オピニオン

SECOND PARTY OPINION

株式会社三井住友銀行

ポジティブ・インパクト・ファイナンス

定期評価報告書（第2回）

Prepared by: DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

Location: 神戸, 日本

Date: 2023年3月31日

Ref. Nr.: PRJN-190705-2020-AST-JPN-PR2

目次

報告書サマリー	3
Ⅰ. まえがき	4
Ⅱ. スコープと目的	5
Ⅲ. SMBC の責任と DNV の責任	6
Ⅳ. DNV 意見の基礎	6
Ⅴ. 評価作業	6
Ⅵ. 評価結果	7
Ⅶ. DNV の意見	11
根拠資料リスト	17

改訂履歴

改訂番号	発行日	主な変更内容
0	2023年3月31日	初版発行

Disclaimer

Our assessment relies on the premise that the data and information provided by Client to us as part of our review procedures have been provided in good faith. Because of the selected nature (sampling) and other inherent limitation of both procedures and systems of internal control, there remains the unavoidable risk that errors or irregularities, possibly significant, may not have been detected. Limited depth of evidence gathering including inquiry and analytical procedures and limited sampling at lower levels in the organization were applied as per scope of work. DNV expressly disclaims any liability or co-responsibility for any decision a person or an entity may make based on this Statement.

Statement of Competence and Independence

DNV applies its own management standards and compliance policies for quality control, in accordance with ISO/IEC 17021:2011 - Conformity Assessment Requirements for bodies providing audit and certification of management systems, and accordingly maintains a comprehensive system of quality control, including documented policies and procedures regarding compliance with ethical requirements, professional standards and applicable legal and regulatory requirements. We have complied with the DNV Code of Conduct¹ during the assessment and maintain independence where required by relevant ethical requirements. This engagement work was carried out by an independent team of sustainability assurance professionals. DNV was not involved in the preparation of statements or data included in the Framework except for this Statement. DNV maintains complete impartiality toward stakeholders interviewed during the assessment process.

¹ DNV Code of Conduct is available from DNV website (www.DNV.com)

報告書サマリー

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下、DNV）は、株式会社三井住友銀行（以下、SMBC）からの委託に基づき、SMBC の定義した金融商品について、国連環境計画・金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則（以下、PIF 原則）及び、資金用途を特定しない企業向け金融商品のモデル・フレームワーク（以下、モデル・フレームワーク）への適格性について定期評価（第2回、対象期間 2022 年 4 月～2023 年 3 月の管理・運用状況の評価）を実施しました。PIF 原則に対する定期評価の概要は、以下の通りです。

原則 1. 定義：

SMBC は、UNEP FI の PIF 原則に基づく資金提供の考え方を織り込んだ金融商品として、「ESG/SDGs 評価融資/私募債及び ESG/SDGs 評価シンジケーション」及び「SDGs 推進融資/私募債及び SDGs 推進シンジケーション」を運用しています。持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）の視点で、融資先の事業活動がもたらすインパクト（正の影響と負の影響）を包括的・定量的に分析・評価して資金提供を行うことにより、ポジティブな影響の増大、ネガティブな影響の低減を支援する仕組みが整っています。これらは PIF の原則 1. 定義に整合しています。

原則 2. 枠組み：

SMBC の定義した包括的なポジティブ・インパクト金融の仕組みには、融資先の事業活動における正の影響を特定・分析・評価するための基準・ツールや、判断のための組織体制、またそれらの補完する文書体系や記録管理が確立されています。融資の実施期間には、意図する影響の達成状況がモニタリングされ、進捗管理プロセスが実行されており、これらは PIF の原則 2. 枠組みに整合しています。

原則 3. 透明性：

SMBC のポジティブ・インパクト金融は、意図するポジティブ・インパクト、重点取り組み項目、その評価指標等が、融資先により情報開示されることを前提としており、実際に意図したインパクトの実現度合いは、融資先の CSR 報告書・サステナビリティレポート、ウェブサイト等を通じて情報開示されています。また SMBC により融資先への定期ヒアリングも実施されており、モニタリングされています。これらは PIF の原則 3. 透明性に整合しています。

原則 4. 評価：

SMBC のポジティブ・インパクト金融では、融資実行時において、PIF の原則 4 に掲げられたポジティブ・インパクトの多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性を考慮したインパクト指標を融資先が設定することを定められています。また融資実行から一年毎に、意図するインパクトの実現度合いについてモニタリングすることを定めており、実際に実施されていることが確認されています。これらは PIF の原則 4. 評価に整合しています。

I. まえがき

i. ポジティブ・インパクト金融原則について

ポジティブ・インパクト金融原則（以下、PIF 原則）は、国連環境計画・金融イニシアティブ（以下、UNEP FI）が 2017 年 1 月に世界の主要な金融機関 19 社とともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、金融機関が積極的な投融資を行うための原則として策定したものです。PIF 原則は、すべての金融機関や投資家に対し、資金提供先企業のネガティブな影響を軽減し、現実的かつ信頼性のある方法でポジティブな影響を高めるための資金提供のあり方を定めています。PIF 原則は「定義」「枠組み」「透明性」「評価」の 4 つの原則で構成されています。

ii. 金融機関の概要と ESG への取組み

株式会社三井住友銀行（以下、SMBC）は、本店を東京都千代田区丸の内におく、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、SMBC グループ）傘下の都市銀行であり、金融サービスを展開する会社です。SMBC は、資産規模及び時価総額（2023 年 3 月現在）において、日本のメガバンクの一社でありグローバル金融機関です。SMBC グループは、UNEP FI の署名参加機関としても知られています。

SMBC グループでは、社会の健全な発展に貢献することを明確にするため、経営理念の中で「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」を掲げています。2020 年 4 月には「SMBC グループ サステナビリティ宣言」を公表しており、またそれを遂行するための 10 年間の計画として「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」を策定しています。

iii. PIF 原則に基づく金融商品について

SMBC では、SMBC グループのサステナビリティに対する取組みの一環として PIF 原則に沿った金融商品を提供しています。この金融商品では、融資を実行する企業の「ESG への取組」「取組みに関する情報開示の適切さ」「SDGs 達成への貢献」等の側面において評価を実施し、被評価企業に対して、今後の更なる取組に向けたアドバイス及び IR 支援を企図した運用がなされています。この ESG/SDGs 評価は、日本総合研究所（以下、日本総研）に委託して制定された独自の ESG/SDGs 評価基準に基づき、また日本総研の専門家が個社に対しての評価を実施する体制が構築されており、ファイナンスを通じたお取引先支援の強化として位置づけられています。なお本 ESG/SDGs 評価は、従前の与信判断における信用リスク評価とは別の評価体系として設定されており、与信採上げに関しては、通常の融資/私募債と全く同じ扱いとされています。

なお、PIF 原則に沿った金融商品の事務取扱要領は、SMBC のに内部手順書として定められており、実務的な運用面の改善の観点から、2022 年 4 月に改訂されていますが、DNV は定期レビュー（第 2 回）を通じて、PIF 原則への整合を評価する観点において主要な変更がないことを確認しました。

II. スコープと目的

SMBCは、DNVにPIF原則に基づく定期評価を委託しています。この定期評価は、DNVがSMBCの金融商品に対して実施した、PIF原則に基づく評価（2020年9月）の定期的なフォローアップとして位置づけられており、今回の報告書は第2回の定期レビューとなります。DNVにおける定期評価の目的は、対象となる金融商品である「ESG/SDGs評価融資/私募債」及び「SDGs推進融資/私募債」に対して、PIF原則及びモデル・フレームワークに整合していることを確認するための評価を実施し、その整合性についてセカンド・パーティ・オピニオンを提供することです。DNVは独立した外部レビュー機関としてのセカンド・パーティ・オピニオンの提供に際し、SMBCとの間で合意された契約書に示された本評価業務の作業範囲を遂行するにあたって、利害関係が予見される直接的な株主としての関係を含めて、SMBCとの間にその他一切の業務上の関係を保持していません。またこの報告書では、対象となる金融商品の財務的なパフォーマンス、いかなる投融資の価値、あるいは長期的な環境便益に関する保証も提供されません。

(1) レビューのスコープ

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 原則 1：定義 | <input checked="" type="checkbox"/> 原則 2：枠組み |
| <input checked="" type="checkbox"/> 原則 3：透明性 | <input checked="" type="checkbox"/> 原則 4：評価 |

(2) レビュー提供者の役割

- | | |
|---|-----------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンド・パーティ・オピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input type="checkbox"/> 格付 |
| <input type="checkbox"/> その他: | |

(3) 適用又は参照される基準

No.	基準もしくはガイドライン	発行者	適用レベル*1*2
1.	THE PRINCIPLES FOR POSITIVE IMPACT FINANCE (ポジティブ・インパクト金融原則) 2017年発行	United Nations Environment Programme - Finance Initiative (国連環境計画・金融イニシアティブ)	適用
2.	MODEL FRAMEWORK: FINANCIAL PRODUCTS FOR CORPORATE WITH UNSPECIFIED USE OF FUNDS (モデル・フレームワーク: 資金用途を特定しない企業向け金融商品) 2018年11月発行	United Nations Environment Programme - Finance Initiative (国連環境計画・金融イニシアティブ)	参照

*1 適用：各原則やガイドラインの共通要素の全てを考慮した適格性評価 *2 参照：各原則やガイドラインの関連要素を部分的に考慮した適格性評価

(4) 評価の履歴

No.	報告書名	発行日
1.	ポジティブ・インパクト・ファイナンス アセスメント報告書	2020年9月7日
2.	ポジティブ・インパクト・ファイナンス 定期評価報告書（第1回）	2022年3月28日
3.	ポジティブ・インパクト・ファイナンス 定期評価報告書（第2回）	2023年3月31日

Ⅲ. SMBC の責任と DNV の責任

SMBC は、DNV が評価を実施するにあたって、必要な情報やデータを提供しました。DNV のセカンド・パーティ・オピニオンは、独立した意見を表明するものであり、我々に提供された情報を基に、確立された基準が満たされているかどうかについて SMBC 及び SMBC の利害関係者に情報提供することを意図しています。よってこの評価業務は、SMBC から提供された情報及び事実に依拠にしています。DNV は、この意見表明の中で言及されたプロジェクト及び資産のいかなる側面についても責任を負わず、また提供される試算、観察結果、意見又は結論が不正確である場合、それに対し責任を問われることはありません。従って DNV は、SMBC の関係者から提供されたこの評価の基礎として使用された情報やデータの何れかが正確または完全でなかった場合においても、責任を問われないものとします。

Ⅳ. DNV 意見の基礎

DNV は、PIF 原則及びモデル・フレームワークの推奨事項を適用して、評価対象にとってより柔軟な PIF 原則適格性評価手順（以下、「評価手順」）を作成しました。この評価手順は、DNV の意見表明の根拠に資する一連の適切な基準を含んでいます。その判断基準の背景にある包括的な PIF 原則の考え方は、「持続可能な開発と SDGs の達成の間に存在するギャップを埋めるためには、持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）の包括的な考慮に基づいた、新たなインパクト・ベース・アプローチが必要である」というものです。

Ⅴ. 評価作業

DNV の評価作業は、SMBC によって誠実に情報提供されたという理解に基づいた、利用可能な情報を用いた包括的なレビューで構成されています。DNV は、提供された情報の正確性をチェックするための監査やその他試験等を実施していません。DNV の意見を形成する評価作業には、以下が含まれます。

- DNV による評価対象固有の評価手順の作成
- SMBC より提供された根拠文書の評価、及び包括的なデスクレビューによる補足評価
- SMBC の管理者へのインタビュー
- 評価手順の各要素に対する結果の文書作成

VI. 評価結果

DNVのPIF原則1～原則4に対する観察結果と意見は以下の通りです。

原則1 定義

ポジティブ・インパクト金融はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。持続可能な開発の3つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的な負の影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面で正の貢献をもたらすこと。ポジティブ・インパクト金融は、このように持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の一つとなる。

- SMBCでは、「ESG/SDGs評価融資/私募債及びESG/SDGs評価シンジケーション」において、ポジティブ・インパクト金融原則に基づく仕組みを独自に定義し文書化しています。融資先の評価に関しては、日本総合研究所（以下、日本総研）の専門家により「ESG/SDGs評価マニュアル」が策定され、持続可能な開発の3つの側面（環境・社会・ガバナンス）の観点で定量評価が実施されています。
- またSMBCは、「SDGs推進融資/私募債及びSDGs推進シンジケーション」においても、ポジティブ・インパクト金融原則に基づく仕組みを定義し文書化しています。こちらも同様に、融資先の評価に関して、日本総研の専門家により「SDGs診断マニュアル」が策定され、SDGsとの関連性やロジックモデル分析が定義されています。実際の評価においても、日本総研の専門家が融資先の正の影響・負の影響を評価しています。
- それぞれの融資判断プロセスにおいて、融資先候補のESG/SDGsに関する活動・取組を記入する調査票により、融資判断に必要な情報を入手しています。そのうち、日本総研による評価が実施されますが、原則的にほぼすべての業種をカバーした生産・調達・販売地域でグローバルな視点を加味した評価と判断を行なっています。分野の相互関連性インパクトのプラス面・マイナス面を意識した包括的な評価が考慮されています。
- SMBCは個々の案件に対して、意図的に限定した分野のみを評価することはしていません。ただしPIFの適切な運用を目的として、ネガティブな企業イメージをウォッシュする目的で本金融商品が使用されることを回避するために、特定の除外規定を設けています。これはレピュテーションリスクの観点から妥当と判断されます。

原則2 枠組み

ポジティブ・インパクト金融を実行するには、事業主体（銀行、投資家など）が、それらの事業活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- SMBC は、ESG/SDGs 評価型資金調達、SDGs 推進資金調達のいずれにおいても、正の影響を特定するための明確なプロセス・基準・方法論を実行する仕組みを策定しており、その手順は文書化されています。融資実施期間においては、SMBC の融資先担当者が、定義されたモニタリングシートを用いて、融資先に対して定期的なヒアリングを実施し、サステナブルソリューション部ソリューショングループが進捗を確認しています。これらの確認・評価活動は、SMBC のガバナンスに基づき報告され、記録管理されています。
- DNV は定期レビュー（第2回）のアセスメントを通じて、特定されたポジティブインパクトのモニター指標が、競争上の配慮、秘匿性の観点から、融資先の事業が企図したポジティブが直接的に進捗していることを開示することが難しいケースがあることを確認しました。但し、このような場合においても、SMBC の担当部門が融資先との協議を通じて、当初意図したポジティブインパクトの進捗状況について定性的又は定量的に把握し、融資先の当該事業活動による ESG/SDGs への貢献を支援していることを確認しました（原則3に関連）。
- SMBC は、正の影響の適格性の判断において、ESG リスクに係るリスク管理、すなわち特定、分析、評価、対応の一連のプロセスを実質的に適用しています。尚、PIF における ESG リスク評価・管理と、与信判断における信用リスク評価とは、別の評価体系となっています。融資の有効期間も、PIF の評価結果に関わらず、通常の融資と同様の手続きに従って決定されています。

原則3 透明性

ポジティブ・インパクト金融を提供する主体（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて（原則1に関連）。
- 適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則2に関連）
- 資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体が達成したインパクトについて（原則4に関連）。

- SMBCは、透明性の確保の観点から、PIFに基づく融資先が決定した際にその都度プレスリリースを行い、ポジティブ・インパクト・ファイナンスの取り組みであること、意図するポジティブインパクト、及びその重点目標と指標を情報開示しています。DNVはアセスメントを通じて、対象期間（2022年4月～2023年3月）の間に実施された3件についての情報開示が適切に実施されていることを確認しました。
- SMBCは、ESG/SDGs評価型資金調達、SDGs推進資金調達のいずれにおいても、個々の融資先はサステナビリティ重点取組計画書を作成し、その中でPIF原則4に掲げられた5要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）が考慮された適切なインパクト測定指標を定義しています。
- 融資先は、特定されたポジティブインパクトについて、CSR報告書、サステナビリティレポート、ウェブサイト等で情報開示しています。また、SMBCは、融資先の開示状況について、融資先担当者が開示情報の確認や期的に直接のヒアリングを通し、融資先の最新の重点課題への取組状況に関する報告をSMBC内部で報告する内部プロセスを確立しています。
- DNVはアセスメントを通じて、過去に実施したPIFを通じたインパクトについて、複数の事例サンプリングを通じて、モニター状況を確認しました。その結果、当初企図したポジティブインパクトの達成状況の評価については、統括部署である、サステナブルソリューション部ソリューショングループが、モニタリングの進捗確認、及びその評価を行っていますが、より綿密に、融資先、SMBC融資先担当者との協議を通じて、融資先のPIFを通じたESG/SDGsへの取組の確実な進捗を支援することが期待されます（原則4に関連）。

原則4 評価

事業主体（銀行、投資家など）が提供するポジティブ・インパクト金融は、意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- SMBC は、意図するインパクトが実現されたかについて、融資実行から少なくとも年次でモニタリングすることを定めています。そのモニタリングの実行においては、融資先担当者が融資先に対して、そのサステナビリティ重点取組計画書の実施状況を定期的に直接ヒアリングしています。その内容は社内の稟議システムに沿って報告され、サステナブルビジネス推進室がその進捗状況とモニタリング内容を評価しています。
- SMBC は、透明性の観点から、DNV に対して PIF の全体フレームワーク、および融資先との協議に基づき、必要な場合は個々の融資先の個別評価に対するレビューを委託しており、DNV の評価結果は意見表明として、適宜公表されています。

VII. DNV の意見

DNV は、SMBC から提供された情報と DNV が実施した評価手順の手続きに基づき、SMBC の「ESG/SDGs 評価融資/私募債及び ESG/SDGs 評価シンジケーション」及び「SDGs 推進融資/私募債及び SDGs 推進シンジケーション」について、その定義や目的、推奨事項を満たしていることを含めて PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適格性が確認されたことを意見表明します。

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社。

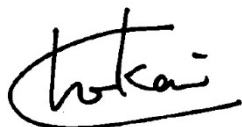
2023 年 3 月 31 日



マーク ロビンソン
サステナビリティサービス マネージャー
DNV ビジネス・アシュアランス、オーストラリア



前田 直樹
代表取締役社長
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



鳥海 淳
テクニカルレビューアー
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



金留 正人
プロジェクトリーダー/テクニカルアセッサー
DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

About DNV

Driven by our purpose of safeguarding life, property and the environment, DNV enables organisations to advance the safety and sustainability of their business. Combining leading technical and operational expertise, risk methodology and in-depth industry knowledge, we empower our customers' decisions and actions with trust and confidence. We continuously invest in research and collaborative innovation to provide customers and society with operational and technological foresight.

With our origins stretching back to 1864, our reach today is global. Operating in more than 100 countries, our 16,000 professionals are dedicated to helping customers make the world safer, smarter and greener.

Disclaimer

Responsibilities of the Management of the Client and the Second-Party Opinion Providers, DNV: The management of Client has provided the information and data used by DNV during the delivery of this review. Our statement represents an independent opinion and is intended to inform the Client management and other interested stakeholders in the Bond as to whether the established criteria have been met, based on the information provided to us. In our work we have relied on the information and the facts presented to us by the Client. DNV is not responsible for any aspect of the nominated assets referred to in this opinion and cannot be held liable if estimates, findings, opinions, or conclusions are incorrect. Thus, DNV shall not be held liable if any of the information or data provided by the Client's management and used as a basis for this assessment were not correct or complete.

スケジュール ポジティブ・インパクト金融原則適格性評価手順

下記のチェックリストは、ポジティブ・インパクト金融原則の各種基準を基に作成された DNV のポジティブ・インパクト金融原則適格性評価手順及び手順に対する DNV 観察結果です。

評価作業における「確認した文書類」は公開又は非公開文書（発行体又は借り手内部資料）等が含まれ、資金調達者から DNV に対して適格性判断の証拠として提供されています（過去資料も含む）。

DNV 観察結果には、適格性評価手順に対して継続的に PIF 原則を満たしていることを評価作業（確認作業）及び、定期レビュー（第2回）のアセスメントによる管理・運用状況の評価作業の両方が含まれます。

* 以下開示要求項目等で「発行体」「投資家」は、適宜、それぞれ「借り手」「貸し手」と読み替える場合があります。

Ref.	評価項目	要求事項	評価作業（確認した項目）	DNV観察結果
1a	持続可能な開発の3つの側面（経済、環境、社会）	<p>ポジティブ・インパクト金融（PIF）は、経済、環境、社会の正の影響と負の影響を評価する仕組みを構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 潜在的な負の影響が特定された場合にはそれを緩和する。 経済、環境、社会の中の一つ以上において正の貢献をもたらすことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /01//02//03//04//05//06//07//08//09//10//11//12//13//14//15//16//23/ 関係者へのインタビュー 	<p>DNVは、評価作業を通じ、金融商品「ESG/SDGs評価融資/私募債及びESG/SDGs評価シンジケーション」におけるポジティブ・インパクト金融原則に基づく仕組みは、事務取扱要領の本文・別紙にその概要が説明されていることを確認した。その評価手法は、日本総研の策定した「ESG/SDGs評価マニュアル」の中で定義された基準に基づき、日本総研が融資先の持続可能な開発の3つの側面（環境・社会・ガバナンス）を定量的に評価する仕組みとして定められている。</p> <p>またDNVは、評価作業を通じ、金融商品「SDGs推進融資/私募債及びSDGs推進シンジケーション」におけるポジティブ・インパクト金融原則に基づく仕組みは、事務取扱要領の本文や別紙に概要が説明されていることを確認した。その評価手法については、同じく日本総研の策定した「SDGs診断マニュアル」の中で、SDGsとの関連性やロジックモデル分析法が定義されている。実際の評価においては、日本総研が融資先の正の影響・負の影響を評価する仕組みが整っている。</p>
1b	適用範囲	<p>PIF原則は、すべてのカテゴリーの金融商品およびそれを支える事業活動に適用されることが意図されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ローン（法人、個人、地方自治体、国家、銀行間取引、プロジェクト関連） 債券 株式 メザニン 	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /01//02//03//04//05//06//07//08//09//10//11//12//13//14//15//16//23/ 関係者へのインタビュー 	<p>DNVは、評価作業を通じ、ESG/SDGs評価型商品、SDGs推進型商品ともに、ローン（相対方式及びシンジケーション方式）及び私募債を対象としている旨が各事務取扱要領に記載されていることを確認した。</p>

Ref.	評価項目	要求事項	評価作業（確認した項目）	DNV観察結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・短中期債券、クレジットリンク債/債務 		
1c	持続可能な開発目標（SDGs）	PIFは、SDGsにおける資金面での課題解決に貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認した文書類 /01//02//03//04//05//06//07//08//09//10//11//12//13//14//15//16//23/ ・関係者へのインタビュー 	DNVは、評価作業を通じ、評価対象とSDGsとの関連性は、日本総研が「ESG/SDGs評価マニュアル」を用いて実施する評価や「SDGs診断マニュアル」を用いて実施するロジックモデル分析によって確認されていることを確認した。
1d	相互関連性、地域性、及び分野横断的な評価	PIFは、一つの案件に対して限定した分野を評価するものではない。相互関連性や地域性などを考慮して分野横断的な全体的評価の仕組みを有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認した文書類 /01//02//03//04//05//06//07//08//09//10//23/ ・関係者へのインタビュー 	<p>DNVは、評価作業を通じ、SMBCがそのPIFの仕組みにおいて、相互関連性があり、分野横断的であり、包括的な評価を考慮していることを確認した。まずSMBCは融資判断プロセスにおいて、融資先候補のESG/SDGsに関する活動・取組を記入する調査票により、融資判断に必要な情報を入手している。その後、日本総研に評価を依頼し、原則的にほぼすべての業種をカバーした生産・調達・販売地域でグローバルな視点を加味した評価と判断を実施している。</p> <p>またDNVは、評価作業を通じ、SMBCは一つの案件に対して、限定した分野のみを評価する意図はないことを確認するとともに、その適切な運用を目的として下記のような仕組みが導入されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本総研によるESG評価方法は、業種横断的に評価の配点ウェイトを予め設定している。 ・評価融資の商品運営の観点から、特定の業種について除外規定を設けている。例えば、レピュテーションリスクの観点から、社会性の観点でネガティブな企業イメージをウォッシュする目的で本商品が使用されることを回避するために、一部の産業は除外されている。このような除外規定は対外的には公表されていない。
2a	プロセス、基準、方法	適用可能な場合には、正の影響を特定するための明確なプロセス・基準・方法論を実行する仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認した文書類 /01//02//03//04//05//06//07//08//09//10//11//12//13//14//15//16//23/ 	DNVは、評価作業を通じ、SMBCは適用可能な場合には、正の影響を特定するための明確なプロセス・基準・方法論を実行する仕組みを構築していることを確認した。なお、子会社については、連結子会社をすべて評価対象とする仕組みとしている。

Ref.	評価項目	要求事項	評価作業（確認した項目）	DNV観察結果
		またその分析においては、投融資される活動、プロジェクト、プログラム、子会社などを考慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 関係者へのインタビュー 	DNVは定期レビュー（第2回）のアセスメントを通じて、特定されたポジティブインパクトのモニター指標が、競争上の配慮、秘匿性の観点から、融資先の事業が企図したポジティブが直接的に進捗していることを開示することが難しいケースがあることを確認した。但し、このような場合においても、SMBCの担当部門が融資先との協議を通じて、当初意図したポジティブインパクトの進捗状況について定性的又は定量的に把握し、融資先の当該事業活動によるESG/SDGsへの貢献への取組を支援していることを確認した（原則3に関連）。
2b	リスク管理	適用可能な場合には、正の影響の適格性の判断において、ESGリスクに係るリスクマネジメント（特定、分析、評価、対応）を適用する。	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /01//02//03//04//05//06//07//08//09//10//11//12//13//14//15//16//23/ 関係者へのインタビュー 	DNVは、評価作業を通じ、SMBCは適用可能な場合には、正の影響の適格性の判断において、ESGリスクに係るリスクマネジメント（特定、分析、評価、対応）を実質的に適用していることを確認した。尚、PIFにおけるESGリスクマネジメントと、与信判断における信用リスク評価とは、別の評価体系としていることを確認した。
2c	適用期間	適用可能な場合には、金融商品の有効期間を適切に判断する仕組みがある。また金融商品の有効期間全般にわたり、意図する影響の達成状況をモニターするための明確なプロセス・基準・方法論を実行する仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /01//02//03//04//05//06//07//08//09//10//11//12//13//14//15//16//23/ 関係者へのインタビュー 	DNVは、評価作業を通じ、融資の有効期間は、PIFの評価結果に関わらず、通常の融資と同様の手続きに従って決定されていることを確認した。またESG/SDGs評価型資金調達、SDGs推進資金調達のいずれにおいても、融資実施期間中は、SMBCの融資先担当者が定義されたモニタリングシートを用いて、融資先に対して定期的なヒアリングを実施し、サステナブルビジネス推進室が進捗を確認していることを確認した。
3a	透明性の確保と情報開示-1	PIFは、その資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトを情報開示する仕組みを有する。	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /16//17//18//19//20//21//22//23/ 関係者へのインタビュー 	<p>DNVは、評価作業を通じ、SMBCは案件採り上げの都度プレスリリースを行い、下記を開示していることを確認した。</p> <p>DNVは定期レビュー（第2回）のアセスメントを通じて、対象期間（2022年4月～2023年3月）の間に実施された3件についての情報開示を適切に実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ポジティブ・インパクト・ファイナンスの取り組みであること 意図するポジティブインパクト その重点目標と指標

Ref.	評価項目	要求事項	評価作業（確認した項目）	DNV観察結果
				※基本的には、資金用途を限定しない場合が想定されている。
3b	透明性の確保と情報開示-2	PIFは、適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスを情報開示する仕組みを有する。	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /16//17//18//19//20//21//22//23/ 関係者へのインタビュー 	<p>DNVは、評価作業を通じ、SMBCが下記のようなプロセスを確立し透明性を確保していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ESG/SDGs評価型資金調達においては、その融資初年度には、融資先はPIF原則4に掲げられた5要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）を加味してインパクトを測定する指標を設定する。 SDGs推進資金調達においても、SMBCではSDGsのロジックモデル分析の際に、PIF原則4の5要素を加味した分析を行い、また融資先がインパクトを測定する指標を設定する。SMBCでは多様性、有効性（大きなインパクトをもたらすこと）を踏まえ、本業でメインとなる事業について分析を行い、その結果に基づき融資先がインパクト指標を設定することを推奨している。 ESG/SDGs評価型資金調達、SDGs推進資金調達のいずれにおいても、融資先はサステナビリティ重点取組計画書を作成し、その中で適切な評価指標を定義する。既にインパクトを測る評価指標がCSR報告書・サステナビリティレポート・HP等で公開されている場合はそれを採用することも可能となっている。 次年度以降、意図するインパクトが実現したかについて、SMBCがモニタリングすると定めている（モニタリングシートを使用して営業店がチェックし、サステナブルビジネス推進室が進捗を確認する）。 <p>DNVは定期レビュー（第2回）アセスメントを通じて、過去に実施したPIFを通じたインパクトについて、複数の事例サンプリングを通じて、モニター状況を確認した。その結果、当初企図したポジティブインパクトの達成状況の評価については、統括部署であるサステナブルビジネス推進室が、モニタリングの進捗確認、及びその評価を行なっているが、より綿密に、融資先、SMBC 融資先担当者との協議を通じて、融資先のPIFを通じたESG/SDGsへの取組の確実な進捗を支援することが期待される（原則4に関連）。</p>
3c	透明性の確保と情報開示-3	PIFは、その対象（活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体）によって達成されたインパクトを情報開示する仕組みを有する。	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /16//17//18//19//20//21//22//23/ 	<p>DNVは、評価作業を通じ、融資先はポジティブインパクトとして特定した事項について、CSR報告書、サステナビリティレポート、ウェブサイト等で情報開示していることを確認した。また、融資先による開示事項の詳細は、SMBCによりモニタリングする仕組みとなっており、具体的にはSMBC担当者が融資先に対して定期的にヒ</p>

Ref.	評価項目	要求事項	評価作業（確認した項目）	DNV観察結果
			<ul style="list-style-type: none"> 関係者へのインタビュー 	アリングを行い社内報告され、サステナブルビジネス推進室が進捗確認、及び評価を行い、必要な場合には対応するなどの統制が図られています。
4a	インパクトの実現度合いの評価	PIFは、実現されたインパクト（影響）を評価するための評価基準や評価の仕組みを有する。	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /16//17//18//19//20//21//22//23/ 関係者へのインタビュー 	DNVは、評価作業を通じ、SMBCが、融資実行から1年毎に、意図するインパクトが実現されたかについてをモニタリングすることを定めており、また実態として、社内の稟議システム等を用いて、融資先担当者が定期的かつ適切にモニタリングし、サステナブルビジネス推進室が進捗確認・評価し報告していることを確認した。
4b	外部評価	ポジティブ・インパクトを特定、評価、管理するプロセスは、適切な第三者機関による外部評価の対象にもなる。	<ul style="list-style-type: none"> 確認した文書類 /16//17//18//19//20//21//22//23/ 関係者へのインタビュー 	SMBCは、透明性の観点から、DNVに対してSMBCのPIFの全体フレームワーク、及び融資先との協議に基づき、必要な場合は融資先毎の個別評価をDNVに委託している。DNVの評価結果は意見表明として、適宜公表されている。

根拠資料リスト

- /01/ ESG/SDGs 評価融資/私募債 事務取扱要領（2021年10月改定）
- /02/ ESG/SDGs 評価シンジケーション 事務取扱要領（2022年12月改定）
- /03/ ESG/SDGs 評価型資金調達 調査票（日本総研）
- /04/ ESG/SDGs 評価型資金調達 調査票記入のポイント
- /05/ ESG/SDGs 評価型資金調達 評価項目標準基準（環境編）（社会編）（ガバナンス編）
- /06/ ESG/SDGs 評価型資金調達（シンジケーション）申請フロー及び基準
- /07/ SDGs 推進融資/私募債 事務取扱要領 ※No.1と統合された
- /08/ SDGs 推進シンジケーション 事務取扱要領【営業店用】 ※No.2と統合された（2022年12月改定）
- /09/ SDGs 推進資金調達 調査票
- /010/ SDGs 推進資金調達 ロジックモデル分析の考え方・ポイント
- /011/ PIF 案件リスト（2023年3月現在）
- /012/ SDGs 推進資金調達 エントリーシート（判定フロー図含む）
- /013/ SDGs 推進資金調達 申請フロー及び基準
- /014/ サステナビリティ重点取組計画書 様式
- /015/ サステナビリティ経営計画書 モニタリングシート様式
- /016/ 稟議書・アクションプラン（E社、F社）
- /017/ 情報開示資料（C社、D社のサステナビリティレポート）
- /018/ SMBC ESG/SDGs 資金調達 ヒアリング記録（E社）
- /019/ ESG/SDGs 評価型資金調達 調査票（E社）
- /020/ 欠番
- /021/ サステナビリティ重点取組計画書（E社）
- /022/ サステナビリティ重点取組計画書（F社）
- /023/ 評価型資金調達 事務取扱要領（2021年12月制定、2022年4月改定）
- /024/ SMBC 及び融資先の PIF 融資関連情報（ウェブサイト）

* 過去資料から更新の有った資料は最新版のみを記載しています。